

## 公立大学法人大阪府立大学役員退職手当規程の概要

## 1 退職手当の額

在職期間 1 月につき、退職の日における給料月額に 1 0 0 分の 1 2 . 5 の割合を乗じて得た額。

## 2 業績評価

法人の業績及び役員としての在職期間におけるその者の業績を考慮して、100 分の 10 の範囲内で増額又は減額することができる。

## 3 職員から引き続き役員となった者等の退職手当

- ( 1 ) 法人の職員から引き続き役員となった者の退職手当については、職員としての在職期間を役員としての在職期間に通算し、役員として退職した日における給料月額を基礎として、一般職員に適用する退職手当の規程を準用して計算する。この場合において、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ退職手当を増額又は減額できる。
- ( 2 ) 府の要請に応じ、府を退職して引き続き法人の役員となった者が退職し、かつ、引き続き府職員となった場合においては、法人の規程による退職手当は支給しない。

## 公立大学法人大阪府立大学役員退職手当規程

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪府立大学の理事長及び理事（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤の役員が退職した場合にその者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（第1号を除く。）又は同条第3項の規定により解任されたときは、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支給すべき退職手当の金額からその金額を控除して支払う。

3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給するものとする。

4 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の給料月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段、及び第8条第2項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの給料月額に100分の12.5の割合を乗じて得たとする。

2 前項の退職手当の額は、大阪府地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による退職手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

### (在職期間等の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じた場合は、1月とする。

2 異なる役職ごとの在職期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複する場合は、端数の少ない役職別期間の在職月数から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の役職別期間の在職月数から1月を減じるものとする。

### (再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

### (退職手当の支給制限等)

第6条 退職手当の支給制限、支給の一時差止め及び返納については、公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程（以下「教職員退職手当規程」という。）第15条～第18条の

規定を準用する。

(役員と大阪府職員との間における退職手当の特例)

第7条 大阪府職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の大阪府職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、大阪府職員となるため退職をし、かつ、引き続いて大阪府職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 第1項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き大阪府職員となった場合又は役員が前項の規定に該当する退職をし、引き続き大阪府職員となった場合においては、第2条第1項の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

4 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に大阪府職員に復帰し大阪府職員として退職したと仮定した場合の職員の退職手当に関する条例(昭和40年大阪府条例第4号)を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における大阪府職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、役員としての在職期間については、同条例第7条に規定する在職期間とみなす。

5 第2項の規定による場合において、大阪府職員として在職した期間の第3条の適用にかかる給料月額については、大阪府職員としての役職等を考慮して理事長が別に定める。

(役員と教職員との間における退職手当の特例)

第8条 役員が、引き続いて教職員(教職員退職手当規程第1条に規定する教職員をいう。以下同じ。)となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 教職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該役員退職の日における給料月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第9条第1項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した支給率を乗じて得た額とする。

4 前項に規定する役員の退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、教職員退職手当規程第13条及び第14条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「教職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。